

議 第 68 号

平成24年 2 月 24 日提出

熊本市火葬場条例の一部改正について

熊本市火葬場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火葬場条例の一部を改正する条例

熊本市火葬場条例（平成10年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号及び第16条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中「別表」を「別表（第8条関係）」に改め、同表備考第2項中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（提出理由）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）の廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。